

重 要 事 項 説 明 書

(短期入所生活介護)

社会福祉法人 帝塚山福祉会
特別養護老人ホーム 阪和苑

あなたに対する指定短期入所生活介護サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令３９号４条に基づいて当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

法人名称	社会福祉法人 帝塚山福祉会
主たる事務所の所在地	大阪市住吉区帝塚山東２丁目１番３５号
設立年月日	平成１０年 ６月 １日
代表者氏名	理事長 篠本 武志
電話番号	０６－４７０１－１１２１

2 ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム 阪和苑（短期入所生活介護）
施設の所在地	大阪市阿倍野区松崎町２丁目３番１０号
開設年月日	平成１３年 ７月 １日
施設長名	施設長 小西 雅弘
電話番号	０６－６６２６－３７３１
FAX番号	０６－６６２６－３７３２
指定事業者番号	大阪府指定 ２７７２３００５２７ 号
利用定員	２０名（介護予防短期入所含む）

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	大阪市の事業者指定		利用定数
	指定年月日	指定番号	
特別養護老人ホーム 阪和苑	平成１３年 ７月 １日	２７７２３００５２７	１４０人
特別養護老人ホーム 阪和苑 （介護予防短期入所生活介護）	平成１８年 ４月 １日	２７７２３００５２７	２０人 短期入所含む
ケアハウス阿倍野	平成１３年 ７月 １日		４０人

4 事業の目的と運営の方針

運営にあたり人権尊重（人間の尊厳を守る・プライバシーの徹底・自由のある生活）民主的運営（入居者、利用者主体の運営・地域に開放的な運営）及び都市に共存する建物の中で地域との文化的交流としてギャラリーでの展示・コンサート・講演会などの催し、クラブ活動、地域の幼稚園・学校との連携、など地域に開かれた施設として運営していく。

5 施設の概要（以下のものは施設全体のものです）

敷 地		２４２７．０３㎡
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造 地上７階（耐火建築）
	延べ床面積	７９１２．８０㎡

(1) 居 室

居室の種類	施設全体	
	室 数	1人あたりの面積
1人部屋 (A)	40室	15.42㎡
1人部屋 (B)	2室	15.18㎡
2人部屋 (A)	8室	12.53㎡
2人部屋 (B)	3室	11.83㎡
4人部屋 (A)	8室	11.24㎡
4人部屋 (B)	16室	10.89㎡

(2) 主な設備

設備の種類	数	面 積	特 色
食堂・機能訓練室	4 室	560.32㎡	
一般浴室	4 箇所		
機械浴室	特殊浴槽	3 台	シャワー浴槽・リフト浴槽・車椅子浴槽
談話室	4 箇所		
医務室	1 箇所		
洗面所	各居室にあり		
便 所	各居室にあり		
併設診療所	1 箇所		

6 職員体制・勤務体制

従業者の職種	常勤 換算	区 分				指定基準
		常 勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
施設長	1	1				1名（常勤）
医 師				1		必要な数
栄養士	1	1				1名以上
看護職員	5	5				介護職員及び看護師の総数は常勤換算方法で入所者の 数が3又はその端数を増すごとに1以上 内看護職員は、入所者130人以上…常勤換算法で、 3名に入所者数が130人を超えて50人またはその 端数を増す毎に1名を加えて得た数以上
介護職員	49	49				
生活相談員	2	2				入所者数が100人またはその端数を増す毎に1名以上
機能訓練指導員	2	2				入所者数が100で除した数以上（常勤1名を含む）
介護支援専門員	2	2				入所者数が100人またはその端数を増す毎に1名以上
事務職員	2	2				

7 職員の勤務体制

従業員の職種	勤務体制	休 日	職務内容
施設長	9:00～17:30	4 週 8 休	施設サービスの実施状況を的確に把握し、施設サービスの質の向上と 法令遵守の徹底、及び従業者の管理監督等、施設の運営管理全般を統括する。
医 師	非 常 勤		利用者の自立を支援する為に、医学的管理、合併症の予防、障害の改善等について、適切な指導、助言を行う。
管理栄養士	9:00～17:30	4 週 8 休	利用者個々の障害に合わせた食事形態の作成とより豊かな食生活の確立をめざす。
看護職員	8:00～16:30 9:00～17:30 10:00～18:30	4 週 8 休	利用者の心身の状態を把握し、医師の指導のもと、健康管理、医療補助、療養上の世話、リハビリテーション、看護等を実践する。
介護職員	09:00～17:30 16:45～09:15 08:00～16:30 11:00～19:30	4 週 8 休	利用者の社会的背景や生活歴を把握した上で看護職員との情報の共有化を図り、常に利用者の生活の質（QOL）の向上をめざし、利用者の立場に立った生活支援を行う。
生活相談員	9:00～17:30	4 週 8 休	利用者の心身の状態及び家族関係を含めた生活環境を把握した上で、利用者及び家族より相談を受け、助言をすると共に福祉の専門員として他の専門職員との密接な連携・連絡を保つ。
機能訓練指導員	9:00～17:30	4 週 8 休	利用者の障害の評価を行い、日常生活動作（ADL）の改善を予測し、各職種へ必要な情報の提供と、援助技術の指導を行う。
介護支援専門員	9:00～17:30	4 週 8 休	介護サービス計画を立案する等、ケアをマネジメントすると共に、各々の専門職が連携してその専門性を十分発揮できるよう調整する等の役割を果たす。
事務職員	9:00～17:30	4 週 8 休	利用者の会計業務及び一般事務業務を行う。

8 施設サービスの概要と利用料

当事業者が、あなたに提供するサービスと自己負担額は以下のとおりです。

(法定代理受領を前提としています。)

(1) 介護保険給付によるサービス

種 類	内 容	自己負担額
健康管理	当施設の医師や看護師が健康管理を行います。又、併設診療所や外部の医療機関に通院する場合は、出来る限り介添えにご協力します。	別紙の通り
排 泄	自立排泄・時間排泄・おむつ使用については、利用者の状況に応じて対応しております。	
入 浴	入浴日(月～土)・入浴回数(2回/週) 入浴日に入浴しない方にはタオルで清拭します。	
機能訓練	機能訓練指導員による機能訓練を、あなたの状況に合わせて行います。	
その他自立への支援	①寝たきり防止の為出来る限り、離床に配慮致します。 ②生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮致します。 ③清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるように援助致します。	
洗 濯	必要に応じて衣類の洗濯を行います。	
シーツ交換	シーツ交換は週1回行います。(必要な場合は随時)	
娯楽等	当施設では、カラオケ・各種ゲーム等娯楽設備を整えております。	
介護相談	入所者とその家族からのご相談に応じます。	

(注 1日あたりの金額表示については、1円未満は切捨てて表示しております)

※ご希望があれば対応いたしますが、完全な同性介助は実施しておりません。

(2) 食費及び居住費

種 類	内 容	自己負担額
食 事	(食事時間・食費)	・標準負担額
	朝食 08:00 ~ 09:00 405円	1日あたり 1445円
	昼食 12:00 ~ 13:00 520円	・利用者負担第1段階
	おやつ 15:00 ~ 15:30	1日あたり 300円
	夕食 18:00 ~ 19:00 520円	・利用者負担第2段階
	献立表は、掲示板に掲示しております。	1日あたり 600円
滞 在 費 (多床室)	食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談ください。	・利用者負担第3段階①
		1日あたり 1000円
		・利用者負担第3段階②
		1日あたり 1300円
		・多床室標準負担額
		1日あたり 915円
滞 在 費 (多床室)	4人部屋 24室	・利用者負担第1段階
	一人当たりの面積	1日あたり 0円
	10.89㎡ ~ 11.24㎡	・利用者負担第2段階
	2人部屋 11室	1日あたり 430円
	一人当たりの面積	・利用者負担第3段階①
	11.83㎡ ~ 12.53㎡	1日あたり 430円
滞 在 費 (多床室)		・利用者負担第3段階②
		1日あたり 430円

滞 在 費 (個室)	個室 4 2 室 一人当たりの面積 1 5 . 1 8 m ² ~ 1 5 . 4 2 m ²	・個室標準負担額
		1日あたり 1 2 3 1 円
		・利用者負担第1段階
		1日あたり 3 8 0 円
		・利用者負担第2段階
		1日あたり 4 8 0 円
		・利用者負担第3段階①
		1日あたり 8 8 0 円
		・利用者負担第3段階②
		1日あたり 8 8 0 円

(3) その他のサービス

種 別	内 容	利 用 料
理髪・美容	訪問理容・美容による。(委託業者)	別紙の通り
喫茶室	当施設1階にて営業しております。	別紙の通り
クラブ活動及びレクリエーション行事	当施設は、クラブ活動及びレクリエーション行事を行っており、参加・不参加につきましては任意となっております	実費をご負担いただきます。(材料費等)
日常生活品の購入代金	衣服・歯ブラシ等日用品の購入	実費をご負担いただきます。

※おむつ代は、介護保険給付対象となっておりますので、ご負担の必要はありません。

(4) 利用料の変更

事業者は、前号に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更することとします。

9 送迎の実施地域

通常の送迎実施区域は、阿倍野区・天王寺区・西成区・生野区・住吉区・東住吉区・平野区・浪速区・中央区とします。

10 利用料金の支払い方法

1ヶ月単位で請求書を作成しますので、阪和苑窓口にて現金でお支払い願います。また、銀行振り込み、口座引き落としも可能ですのでご相談ください。

11 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 錦秀会 阪和記念病院
所在地	大阪市住吉区南住吉3丁目5番8号
電話番号	06-6696-5591
診療科目	内科・外科・整形外科・泌尿器科・脳外科・循環器科

協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人 福寿会 かねむらNAOKOデンタルクリニック
所在地	大阪市生野区巽北2丁目17番15号
電話番号	06-6752-8148
医療機関の名称	医療法人 三咲会 ハローデンタルクリニック
所在地	大阪市中央区島之内1-7-23
電話番号	06-6251-7722

12 相談・苦情等申立窓口

当施設	受付担当者 生活相談員 住所 〒545-0053 解決責任者 施設長 大阪市阿倍野区松崎町2-3-10 電話 06-6626-3731 相談・苦情箱（各階に設置・5箇所）
第三者委員 受付時間 9:00～17:30	大野 敢 電話 06-6363-0345
大阪市相談窓口 受付時間 9:00～17:30	窓口担当者 阿倍野区役所健康福祉サービス課介護保険係 住所 〒545-0004 大阪市阿倍野区文の里1-1-40 電話 06-6622-9859
大阪市相談窓口 受付時間 9:00～17:30	窓口担当者 住所 電話
おおさか介護サービス相談センター 受付時間 9:00～17:00	窓口担当者 住所 〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10 電話 06-6209-3266
大阪府国民健康 保険団体連合会 受付時間 9:00～17:00	窓口担当者 介護保険課 住所 〒540-0028 大阪市中央区常磐町1-3-8 中央大通FNビル内 電話 06-6949-5418
大阪市相談窓口 受付時間 9:00～17:30	窓口担当者 大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課指定指導グループ 〒541-0055 大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331 06-6241-6310

13 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム阪和苑 消防計画」にのっとり対応を行います。
平常時の訓練	別途定める「特別養護老人ホーム阪和苑 消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を入所者の方も参加して実施します。
防災設備	スプリンクラー、避難階段、自動火災報知器、誘導灯、ガス漏れ報知器、防火扉・シャッター、屋内消火栓、非常通報装置、漏電火災報知器、非常用電源カーテン等は、防災性能あるものを使用しております。
消防計画等	阿倍野消防署への届出済み 防火管理者 小西 雅弘

14 高齢者虐待の防止

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

（１）従業者に対する虐待を防止するための研修の実施。

（２）利用者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備

- 事業所は、サービス提供中に、当該施設又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

15 身体的拘束等

- (1)利用者に対するサービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）はしません。
- (2)身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載することとします。

16 事故発生の防止及び発生時の対応

事業所は事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- 2 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族、当該事業利用者に係る居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- 3 事業所は前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 4 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所に故意過失がない場合には、この限りではありません。

17 緊急対応について

事業所は、現に指定（介護予防）短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

18 施設ご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	面会時間 午前9時～午後7時（平日・休日とも） 面会者は、面会時間を厳守し必ずその都度面会簿にご記入ください。
外出	外出の際には「外出許可願い」で前もって許可をお取り下さい。
居室・設備 器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただきます。
喫煙・飲酒	施設内での喫煙および飲酒はできません。（利用開始日も含む）
迷惑行為等	騒音等、他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品・現金等の管理	現金等は盗難や紛失の恐れがありますので、日常必要なもの以外の持ち物の持ち込みや多額の現金を持ち込まれないようお願いいたします。 施設内での盗難や紛失については当施設では責任を負いかねます。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入所者に対する宗教活動および政治活動は、ご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

指定短期入所生活介護サービス提供にあたり、以上の説明を致しました。

令和 年 月 日

社会福祉法人 帝塚山福祉会

特別養護老人ホーム 阪和苑

説明者 生活相談員

印

私は、以上の重要事項説明書に基づいて説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に同意致します。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

印

身元引受人 住所

氏名

印

身元引受人 住所

氏名

印

身元引受人 住所

氏名

印